

日本語学習教材給付事業実施要領

1 目的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国人児童生徒（以下「児童生徒」という。）に母国の教育を行う外国人学校に対して、日本語学習教材を給付する事業を実施するために必要な事項を定める。

2 助成対象者

本事業の対象となる外国人学校は、別途、協会が実施する日本語指導者雇用助成事業で認定を受けた外国人学校とする。

3 助成内容

外国人学校が希望する日本語学習教材の中から、児童生徒一人当たり年間2冊程度を給付する。

4 助成の請求及び給付

外国人学校は、日本語学習教材給付申請書（様式1）により、協会に申請する。申請の時期は、協会が別途指示するものとする。

協会は、書類を審査の上、日本語学習教材を外国人学校に給付する。

5 助成の返還等

協会は、以下の事由が判明した場合は、外国人学校に対し助成の返還を求める。

- (1) 外国人学校が、偽りその他不正な手段により助成を受給したとき
- (2) 外国人学校が、助成を目的外に使用したとき

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月3日から施行する。
- 2 平成20年度については、4 助成の請求及び給付の記述中「毎年1月末日（翌年度の認定申請時）」とあるのは、「平成20年8月25日」とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月26日から施行する。
- 2 平成20年度の認定を受けた外国人学校については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。